

新旧対照表

浦安市まちづくり活動プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年規則第17号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（利用の登録） 第5条 プラザを利用しようとするものは、あらかじめ、浦安市まちづくり活動プラザ利用登録申請書（別記第1号様式）に、市長が指定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。 <u>2 前項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手續に代えるものとする（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）。</u> <u>（利用登録の承認）</u> 第5条の2 <u>市長は、施設の利用登録を承認したときは、浦安市まちづくり活動プラザ利用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の利用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</u> <u>3 登録の有効期間は、2年とする。</u> （利用の承認の申請） 第8条 条例第8条第1項の規定によりプラザ（特定区画を除く。）を利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市まちづくり活動プラザ利用承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって利用の承認申請に代えるものとする。</u> （利用の承認） 第9条 市長は、プラザ（特定区画を除く。）の利用を承認したときは、浦安市まちづくり活動プラザ利用承認書（別記第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。<u>ただし、予約管理システ</u>	（利用の登録） 第5条 プラザを利用しようとするものは、あらかじめ、浦安市まちづくり活動プラザ利用登録申請書（別記第1号様式）に、市長が指定する書類を添えて、市長に提出し、<u>浦安市まちづくり活動プラザ利用登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならない。</u> <u>2 登録証の有効期間は、登録の日から起算して1年とする。</u> （利用の承認の申請） 第8条 条例第8条第1項の規定によりプラザ（特定区画を除く。）を利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、浦安市まちづくり活動プラザ利用承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。 （利用の承認） 第9条 市長は、プラザ（特定区画を除く。）の利用を承認したときは、浦安市まちづくり活動プラザ利用承認書（別記第4号様式。以下「利用承認書」という。）を申請者に交付するものとする。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>ムへの入力により申請があった場合の施設の利用の承認にあっては、利用承認書は交付しない。</u> (利用の取消し) 第10条 前条第1項の規定により利用の承認を受けたものが利用承認書に記載された事項を取消しようとするときは、<u>浦安市まちづくり活動プラザ利用取消承認申請書</u>(別記第5号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。<u>ただし、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって取消しの承認申請に代えるものとする。</u> (特定区画の利用の取消し) 第13条 前条の規定により特定区画の利用の承認を受けたものが特定区画利用承認書に記載された事項を取消しようとするときは、<u>浦安市まちづくり活動プラザ特定区画利用取消承認申請書</u>(別記第8号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。 (模様替えの申請) 第14条 条例第15条の規定により、模様替えをし、又は設備等を付加しようとするものは、<u>浦安市まちづくり活動プラザ模様替承認申請書</u>(別記第9号様式)を、市長に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第17条 条例第20条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、浦安市まちづくり活動プラザ使用料還付申請書(別記第11号様式)に使用料を納付したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって使用料の還付の申請に代えるものとする。</u> 2 省 略 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	(利用の取消し) 第10条 前条第1項の規定により利用の承認を受けたものが利用承認書に記載された事項を取消しようとするときは、<u>浦安市まちづくり活動プラザ利用取消承認申請書</u>(別記第5号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。 (特定区画の利用の取消し) 第13条 前条の規定により特定区画の利用の承認を受けたものが特定区画利用承認書に記載された事項を取消しようとするときは、<u>浦安市まちづくり活動プラザ特定区画利用取消承認申請書</u>(別記第8号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。 (模様替えの申請) 第14条 条例第15条の規定により、模様替えをし、又は設備等を付加しようとするものは<u>浦安市まちづくり活動プラザ模様替え承認申請書</u>(別記第9号様式)を、市長に提出しなければならない。 (使用料の還付) 第17条 条例第20条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、浦安市まちづくり活動プラザ使用料還付申請書(別記第11号様式)に使用料を納付したことを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。 2 同 左